

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会 定款施行規則

第1章 総 則

(制 定)

第1条 公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）定款第49条の規定に基づき、定款施行規則を次のとおり定める。

第2章 会 員

(会員の資格)

第2条 定款第5条に規定する会員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 イ. 個人免許の宅地建物取引業者にあつては、その免許を受けた者
ロ. 法人免許の宅地建物取引業者にあつては、その免許を受けた法人が指定する者
- (2) 準会員 イ. 正会員が滋賀県内に有する従たる事務所の代表者
ロ. 主たる事務所を滋賀県外に有し、滋賀県内にその従たる事務所を有する場合は、その事務所の代表者

(入会及び変更手続)

第3条 定款第6条により会員になろうとする者は、施行規則第20条に定める様式第1号の会員入会申込書を本会に提出し、入会審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て会長の承認を得なければならない。

- 2 入会手続については、前項に定めるもののほか、本会の指示する必要書類を提出しなければならない。
- 3 前条第1項第1号(ロ)及び第2号に該当する資格者を変更する者は、施行規則第20条に定める様式第16号の変更申請届を変更後30日以内に審査委員会の審査を経て会長へ提出し、承認を受けるものとする。

(入会審査)

第4条 審査委員会は、前条第1項に定める会員入会申込書、または同第3項の変更申請届の提出があつたときは、次の事項について審査しなければならない。

- (1) 別に定める入会審査委員会細則（以下「委員会細則」という。）第7条の審査基準による会員としての適否
- (2) 別に定める倫理規定に反する事実の有無
- 2 本会は、別に定める委員会細則第8条第2項により、審査結果を受理したときは、判定処理について会長の承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により承認したときは、会長は文書をもって直ちにその旨を直接本人に通知するものとする。

(会員資格の承継)

第5条 会員が次の各号の一に該当する場合は会員資格を承継することができる。

- (1) 個人会員が法人を設立してその代表者となり当該法人名義の宅地建物取引業免許を取得すると同時に個人名義の宅地建物取引業を廃業する場合
- (2) 法人会員の代表者が個人として宅地建物取引業免許を取得すると同時に法人名義の宅地建物取引業を廃業する場合
- (3) 個人会員が死亡し、相続開始後6ヶ月以内にその子または配偶者が宅地建物取引業免許を取得して、その業を引き継ぐ場合
- (4) 宅地建物取引業法第7条に規定する免許換えの場合
- (5) 法人会員が宅地建物取引業を廃業すると同時に、別法人で新たに宅地建物取引業免許を取得し代表者の変更のない場合
- (6) 個人会員が戸籍上の配偶者、または二親等内の血族が代表者の同意を得て営業を譲り受け宅地建物取引業免許を取得した場合
- (7) 会員が更新手続きを怠り免許が失効した後、6ヶ月以内に新たに宅地建物取引業免許を取得した場合
- (8) 前各号以外で保証協会中央本部により保証協会の会員資格の承継が認められた場合

(入会金)

第6条 定款第7条の規定に基づき入会金を次のとおり定める。

- (1) 正会員 800,000円
- (2) 準会員 400,000円
- (3) 前第1号及び第2号以外に会員により構成される協同組合の入会については、理事会の承認を得て入会金を免除する。
- 2 前項第1項及び第2項の入会金は、第4条第3項による入会承認通知を受理した日から10日以内に現金をもって納入しなければならない。
- 3 前項の期間内に入会金の納入がなされない場合、催告等一定の手続きを経て承認を取り消すことができる。
(2)前号の催告は、10日以上の日を定めた文書により本人に対し通知するものとする。
- 4 入会金の4分の1(以上)は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会費)

第7条 定款第8条の規定に基づき会費を次のとおり定める。

- イ. 正会員 45,000円(年額)
- ロ. 準会員 30,000円(年額)
- ハ. 従業者割(ただし、正会員の代表者1名を除く。)
従業者1名につき年額10,000円
- (1) 会費の算定基準は、毎年度4月1日現在、在籍の会員に対し賦課するものとし、従業者の確定は県の受理内容による。
- (2) 会費は、年1回とし本会の定める所定の方法に基づき6月末日までに現金にて納

入するものとする。(ただし、定款施行規則第2条第1項2号(イ)の準会員の会費は、正会員において一括納入するものとし、(ロ)の準会員については、その者が納入するものとする。)

(3) 保証協会滋賀本部との間で、保証協会会費の徴収事務について業務委託契約を締結した時は、前第2号を準用し本会の会費と同時に徴収する。

2 入会者の会費は、次のとおりとする。

イ. 会員としての在籍期間が6ヶ月以上の場合 年 額

ロ. 会員としての在籍期間が6か月未満の場合 2分の1の額

ただし、施行規則第5条による会員資格の承継をした者は、当該年度の会費についても承継したものとする。

(2) 前項の会費の納入期限は、第6条第2項の規定に準ずる。

3 会費の2分の1(以上)は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(会員への貸与物品)

第8条 本会の会員資格を得た者には、定款及び同施行規則、諸規程、細則、会員の証、保証協会正社員の場合は保証協会会員の証、会員名簿を無償貸与する。

2 会員が定款第9条、第10条、第11条及び第12条によりその資格を失ったときは、前項により貸与された物品の内、会員の証、保証協会会員の証、その他の証を返納しなければならない。

第3章 褒賞・懲戒

(褒 賞)

第9条 本会に特に功労のあったものは、別に定める褒賞規程により褒賞する。

(懲戒の種類)

第10条 定款第11条の規定に基づき会員の懲戒処分の種類は次のとおりとする。

(1) 注 意

(2) 戒 告

(3) 会員権の一時停止

イ. 除名処分効力発生までの会員権の一時停止

ロ. 期間を付した会員権の一時停止

(4) 除 名

(懲戒の手続)

第11条 会員に、懲戒に付すべき事由が生じ、これを処分しようとするときは、その事案について会長は懲戒委員会に付託して審査させなければならない。

2 懲戒委員長は審査の結果、意見を付して会長に報告しなければならない。

3 会長は、報告を受けたときは理事会の決議を得なければならない。

4 懲戒に付する事由及び種類並びに手続きは、別に定める懲戒委員会規程による。

(懲戒処分)

- 第12条** 理事会が前条の手続きにより、その事実を審議し懲戒処分に付することを妥当と認めるときは、その事実の程度により施行規則第10条各号に定める懲戒処分を議決する。
- 2 理事会が前項の懲戒処分を決議したときは、その処分につき本人に通知しなければならない。

第4章 役員

(役員を選出)

第13条 定款第22条の規定に基づく理事の選出基準は別表1のとおりとし、その選出方法は別に定める役員選出規程による。

- (1) 理事の資格は次のとおりとする。
- イ. 宅地建物取引業法第5条第1項第1号から第4号に該当しない者。
 - ロ. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第1項第1号イからニまでに規定するすべての欠格事項に該当しない者。
 - ハ. 会員歴5年以上の正会員。
- ただし、その者の正会員歴が5年未満であっても定款施行規則27条に定める委員または青年部会の幹事としての在任期間を充てることができる。
- (2) 理事の補欠が必要なときは、理事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。
- 2 監事の選出は、会長が現任の監事と協議し、次の資格者を推薦する。
- (1) 会員監事の資格は前項第1号イからハによるものとし、本会の業務運営に一定の知見を有し、監査能力を備えている者。
- (2) 会員外監事の資格は前項第1号ロによるものとし、会計制度に一定の知見を有し、計算書類の監査能力を備えている者。

(会長予定者の選出)

第14条 定款第23条の会長の選出方法は、役員選出規程第13条の規定により、当選者が確定されたのち理事会の決議を得て、理事予定者会議を開催し別に定める会長選挙規程に基づき次期会長予定者を選出する。

- 2 会長の選出基準は、理事3期（6年）内常務理事1期（2年）以上の経験者とする。

(副会長、専務理事及び常務理事の選出)

第15条 副会長及び専務理事は、理事のうちより会長が推薦し理事会の決議を得て選任する。

ただし、副会長の選出基準は、理事3期（6年）内常務理事1期（2年）以上の経験者とする。

- 2 常務理事は、理事のうちより会長、副会長及び専務理事が合議のうえ選出し、理事会の決議を得て選任する。

(名誉会長等の選出)

第16条 定款第30条の規定に基づき名誉会長等の選出基準は次のとおりとする。

- (1) 名誉会長は、歴代滋賀県知事または、これに等しい人物を選出する。
- (2) 顧問は、業界人以外の国会議員、県議会議員並びに財界人、または学識経験者を選出する。

- (3) 常任相談役は、会長経験者から選出する。
 - (4) 相談役は、副会長、専務理事の経験者から選出する。
 - (5) 常任相談役及び相談役は正会員のうちより選出する。
- 2 前各号の選出については、会長が推薦し、理事会に諮り委嘱する。

(委員長等の選任)

第17条 各委員長は、常務理事のうちより会長、副会長及び専務理事が合議のうえ選任し理事会の承認を得てこれにあてる。

- 2 各委員長は、専務理事と合議のうえ、理事のうちより副委員長を推薦し理事会の承認を得るものとする。
- 3 公共性を伴う外部組織への派遣者については、会長、副会長、専務理事が合議のうえ、人格見識を重んじ会員のうちより推薦し、理事会の承認を得て会長が委嘱することができる。

(職務の分担)

第18条 会長、副会長、専務理事、常務理事以外の理事は、各委員会の何れか1以上の委員会に属さなければならない。

(役員 の 辞任)

第19条 定款第22条の規定に基づき役員が辞任するときは、施行規則第20条に定める様式第14号の役員辞任届を会長宛提出しなければならない。

(届出及び諸様式)

第20条 本会の届出及び諸様式を次のとおり定める。

- (1) 第1号 会員入会申込書
- (2) 第2号の1 誓約書（入会用）
- (3) 第2号の2 委任状（入会用）
- (4) 第4号の1 誓約書（更新用）
- (5) 第4号の2 委任状（更新用）
- (6) 第5号の1 入会申込者審査票
- (7) 第5号の2 免許更新者審査票
- (8) 第7号 退会届
- (9) 第8号 会員懲戒申立書
- (10) 第9号 苦情申出書
- (11) 第10号 理事候補推薦届
- (12) 第12号 役員就任承諾書
- (13) 第13号 役員就任誓約書
- (14) 第14号 役員辞任届
- (15) 第15号 入会審査結果のご通知
- (16) 第16号 変更申請届

- 2 前項の書式の様式は本会に備え付けるものとする。

第5章 会 議

(会議の権限)

第21条 本会の会議の権限を次のとおり定める。

- (1) 総会は、定款第14条の規定に基づく事項について決議する。
- (2) 理事会は、本会の執行機関で定款第32条の規定に基づく事項を執行し会の運営をはかる。
- (3) 常務理事会は、理事会の補助機関で正副会長・専務理事及び常務理事をもって構成し、必要に応じ会長が召集し次の事項を審議する。
 - イ. 理事会に提出する議案の作成及び事前の審議
 - ロ. 理事会の委託した事項について審議し、これを所管委員会に執行または検討させる事項
 - ハ. 一般会務の処理
 - ニ. 委員会立案事業の審議

(正副会長会議)

第22条 本会の運営について特に緊急を要するとき、及び総合的に検討を要する案件について会長が必要と認めたとき、正副会長会議を開催することができる。

- 2 正副会長会議は、会長・副会長・専務理事及び会長が指名するものをもって構成する。

(委員会の会議)

第23条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集し次の事項を行う。

- (1) 理事会より指示のあった事項の執行または調査、研究
- (2) 関連する事業の立案
- (3) その他、正副会長会議並びに常務理事会より指示のあった事項

(地区懇談会の開催)

第24条 この会議は、地区の会員が主体的に理事の特別推薦、委員の推薦、本会や地区の課題等について話し合う場として、本会が必要に応じ主催して実施する。

(相談役会等の開催)

第25条 会長は、必要あるときは常任相談役を含む相談役会を開催し、本会の運営に関する重要な事項について提言を求める。

第6章 委 員 会

(委員会の種類)

第26条 本会の目的を達成するため次の委員会をおく。

- | | |
|-----------|-----------|
| ① 総務委員会 | ② 財務委員会 |
| ③ 法務指導委員会 | ④ 組織委員会 |
| ⑤ 教育研修委員会 | ⑥ 業務対策委員会 |
| ⑦ 流通対策委員会 | ⑧ 次世代委員会 |

(委員会の所管)

第27条 前条各号の委員会の所管事項は、次のとおり定める。

ただし、保証協会滋賀本部の事業については、当該委員会に付記することができる。

- ① 総務委員会
 - (1) 各種規程（規則）の作成配布に関する事項
 - (2) 会員の弔意規程に関する事項
 - (3) 会員の福利厚生に関する事項
 - (4) 会員の褒章規程に関する事項
 - (5) 会員名簿の作成配布に関する事項
 - (6) 対外的な広報・宣伝活動に関する事項
 - (7) 他の委員会に属さない事項
 - (8) 事務局の人事に関する事項
 - (9) 職員就業規則及び職員給与規程・職員慶弔見舞金規程・旅費規程の起草と改廃に関する事項
 - (10) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ② 財務委員会
 - (1) 予算・決算・金銭出納・会費徴収・事業損益の処理に関する事項
 - (2) 経理帳簿・什器備品の保管・物品の購入及び資産の管理に関する事項
 - (3) 経理規程に基づく出納に関する事項
 - (4) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ③ 法務指導委員会
 - (1) 会員の規律保持に関する事項
 - (2) 不動産無料相談所に関する事項
 - (3) (公社)近畿地区不動産公正取引協議会業務に関する事項
 - (4) 業法違反と不正行為防止に関する事項
 - (5) 不動産取引における商慣習等の調査、研究に関する事項
 - (6) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ④ 組織委員会
 - (1) 会員の入退会並びに免許申請・更新に関する事項
 - (2) 免許要件（事務所）調査に関する事項
 - (3) 入会促進に関する事項
 - (4) 会員間の連絡調整に関する事項
 - (5) 地域懇談会、地区懇談会に関する事項
 - (6) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ⑤ 教育研修委員会
 - (1) 宅地建物取引士資格試験に関する事項
 - (2) 宅地建物取引士法定講習会実施に関する事項
 - (3) 全宅連研修制度に関する事項
 - (4) 不動産取引を適正・円滑に推進するための研修に関する事項

- (5) 会員及び従業員の研修に関する事項
- (6) 人権教育に関する事項
- (7) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ⑥ 業務対策委員会
 - (1) 公共事業用地等、斡旋業務に関する事項
 - (2) 大規模プロジェクト事業の対応に関する事項
 - (3) 土地住宅政策及び分野調整法の対応に関する事項
 - (4) 金融機関とのローンの斡旋・提携・調査に関する事項
 - (5) 不動産流通市場の活性化のための調査研究に関する事項
 - (6) 賃貸不動産管理業務に関する事項
 - (7) 業務関連各種協定に関する事項
 - (8) 会員の業務支援に関する事項
 - (9) 特定既存住宅情報提供事業者団体登録制度の団体業務に関する事項
 - (10) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ⑦ 流通対策委員会
 - (1) (公社)近畿圏不動産流通機構のサブセンター業務に関する事項
 - (2) 不動産情報の提供に関する事項
 - (3) 不動産流通システムに関する事項
 - (4) 不動産フェアの開催に関する事項
 - (5) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項
- ⑧ 次世代委員会
 - (1) 次世代を担う会員及び従事者の育成に関する事項
 - (2) 環境整備活動に関する事項
 - (3) 社会貢献活動に関する事項
 - (4) 委員会として必要な資料の収集と調査に関する事項

(委員会の構成)

第28条 委員会の構成は、定款施行規則第17条による委員長、副委員長並びに委員をもって構成する。

- 2 委員の推薦基準は、別表2のとおりとし、各地区より推薦された者を理事会の承認を得て委嘱する
- 3 委員は地区懇談会において推薦する。

(特別委員会)

第29条 特別の事案を研究し、処理するため必要に応じ理事会の承認を得て特別委員会を設けることができる。

- 2 この委員会の名称は、その特別事案に適したものを付する。
- 3 この委員会の正副委員長並びに委員は、会長が指名し、理事会の承認を得てこれにあてる。
- 4 この委員会は、その任務が完了したとき理事会の決議を経て解散する。

(所管の疑義)

第30条 施行規則第27条に定める各委員会の所管事項について疑義の生じたときは、理事会において決定する。

第7章 事務局

(所管事項)

第31条 事務局は、専務理事が掌理する。ただし財務に関する事項は財務委員会の所管とする。

- 2 事務局に職員若干名をおき、その任免は理事会の承認を得て会長が行う。
- 3 事務局は、次の事務処理を行う。ただし、その規程は別に定める。
 - イ. 各委員会運営に関する総括事務
 - ロ. 会議の開催及び議事録の整備に関する事務
 - ハ. 会員間の連絡に関する事務
 - ニ. 官公庁・上部機関並びに他団体との連絡に関する事務
 - ホ. 会計事務全般・物品購入・販売並びに什器備品の保管業務
 - ヘ. 文書起案・收受・発送・保管・整理に関する事務
 - ト. その他の事務処理

第8章 雑 則

(不動産無料相談所)

第32条 不動産無料相談所の運営については、別に定める不動産無料相談所運営規程による。

(議事の運営)

第33条 議事の運営については、別に定める議事運営規程による。

(施行規則の改廃)

第34条 この施行規則を改正または廃止しようとするときは、理事会の決議による。

附 則

- 1 この施行規則の解釈に疑義の生じたときは、理事会の解釈に従う。
- 2 この施行規則は、平成24年4月1日より施行する。
- 3 平成24年4月12日一部改正、同日施行（第14条第1項、第15条第1項）
- 4 平成27年12月14日一部改正、同日施行（第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条）
- 5 平成28年8月9日一部改正、同日施行（第29条）
- 6 平成29年12月12日一部改正。同日施行（第27条）
- 7 平成31年4月16日一部改正。令和元年5月28日施行（第3条、第4条）

別表 1

理事の選出基準

地区	行政 区	理事定数
1	大津市	8
	高島市	
2	草津市	5
	栗東市	
3	守山市	3
	野洲市	
4	湖南市	2
	甲賀市	
5	近江八幡市	4
	東近江市、日野町、竜王町	
6	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	3
7	長浜市、米原市	2
		27

別表 2

委員の選出基準

地域	地区	行政 区	委員数		次世代委員会
第 1	第 1 区	大津市	8	10	6
		高島市	2		
第 2	第 2 区	草津市	6		6
		栗東市			
	第 3 区	守山市	3		
		野洲市			
	第 4 区	湖南市	3		
		甲賀市			
第 3	第 5 区	近江八幡市	5		
		東近江市、日野町、竜王町			
	第 6 区	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	4		
	第 7 区	長浜市、米原市	3		
			34	18	